

## 平成15年度 男女共同参画審議会 第2回全体会の概要

- 1 日 時 平成16年3月17日(水) 13:00~15:00
- 2 場 所 ひょうご女性交流館 501会議室
- 3 出席者 上杉孝實委員、北野美智子委員、小玉文吾委員、嶋 千世委員  
野々山久也委員、長谷川京子委員、松岡さよ委員、南 裕子委員  
宮地民子委員、三輪昌子委員、茂木美知子委員、森健祐委員  
山下淳委員  
兵庫県理事、県民政策部長、県立男女共同参画センター所長  
県民文化局長、男女共同参画課長

### 4 内 容

#### (1) 開 会 理事あいさつ

#### (2) 議 事

### 平成16年度男女共同参画社会づくり施策について

#### (事務局)

資料1「平成16年度男女共同参画社会づくり施策の概要」、資料2「平成16年度施策体系(主なもの)、資料3「平成16年度基本目標別施策一覧表」に基づき説明。

#### (会長)

・ただ今の事務局の説明について、何か質問、意見はないか。

#### (委員)

・16年度の研究テーマで、「青少年の就労意識」と「家族」に関しては内容につながりがあるのか。

#### (事務局)

・現在予定しているのが、高校2年生を対象にした調査であるが、その項目の中に家族に関するものを入れている。

#### (委員)

・家庭問題研究所への委託事業ということだが、青少年の就労意識、ということだけになると他の機関の方が適切だと言われるかもしれない。  
・現在、フリーターは増えてきている。大学生だけでなく高校生レベルでどういった意識を持っているのか、家庭で就労に関してどういう話し合いを持っているのか、等の設問の関係で、「家庭」「家族」が入ってくる。

#### (委員)

・先日、就職を前にした子を持つ親のセミナーを持ったが、こうした問題に関心が高かった。さまざまな専門家の先生からも家庭が甘い、等のお話もあった。この研究に大変期待している。

#### (委員)

・また調査票を作っている段階で、みなさんのご意見を伺えるとありがたい。

#### (会長)

・国際比較でも、日本の家庭で親と子の間で将来の職業に関する話し合いが、アメリカ等に比べると非常に少ない、というものもあった。

#### (委員)

・第1期の推進員が任期を終了されるようだが、その後はどう対応するのか。せっかく推進員になっていただいているので、その後のフォローアップがたいへん重要。

どのようになっていくのか伺いたい。

**(事務局)**

- ・委員のおっしゃる問題は難しい。1期の推進員は183名、1年半ということでスタートしたが、現在、167名である。活動をする中で、思いの違う推進員もいらした。
- ・今回、2期目も、という方もいれば、もうしないという方。それから他のグループを作って活動していく方、とさまざまである。
- ・行政の体系的なフォローアップは、難しい問題であり、今後の課題である。しかし、今後も草の根的な活動をしていただければと思う。

**(委員)**

- ・そうであれば、思いがどうずれていったのか、推進員となってみたが、こうしたミスマッチがあった、というような調査が必要なのか、と思うが。

**(事務局)**

- ・資料の中に、各グループ(連絡会)としての事業を示している。かなり、ご尽力いただいている。県としては、今後子育て支援、というときに、こうした方々の中から、支えていただくキーパーソ的な役割を担っていただく方が出てくることを期待している。また、同窓会的なものが立ち上がれば、各県民局でも支援していきたい、ということも聞いている。せっかくご就任いただいた推進員さんなので、今後も活躍していただきたいと思う。

**(会長)**

- ・関連してきているので、男女共同参画センターについても説明してください。

### 男女共同参画センターによる県民の活動支援について

**(事務局)**

資料4「県立男女共同参画センター施策体系表・事業」に基づいて説明。

**(会長)**

- ・ただいまの説明に何か意見、質問はないか。

**(委員)**

- ・センターで、企業・労働組合対象の研修が、年末の12月26日に行われた。この日は、最終日ということで、参加もしたかったが、ほとんどみなさん参加できなかった。開催日程についてはぜひご検討いただきたい。

**(事務局)**

- ・今回はやむをえず、講師の都合により開催日程を決定してしまった。ご迷惑をおかけした。今後、十分に注意して計画してまいりたい。

**(委員)**

- ・子育て支援の件だが、私の行っているコレクトハウジングには、子どもさんが多く来て騒いでいる。子育ての上で、このような施設はたいへん評価されているのだが、普通の施設と何が違うのかというと、普通の施設では規制が多すぎる、という点である。汚してはいけない、というものまである。規制が多すぎるから、施設があっても使いにくい、というのが現状である。県の施設などをはじめ、そういった規制を外していくことが、子育て支援のうえでも必要ではないか。

**(事務局)**

- ・県では、今後、県民交流広場というものを整理していくことになるが、いただいたご意見も反映させていくようにしたい。
- ・また、この女性交流館についても、子どもづれの方にもやさしいように、6階に和室の設置や、トイレ等にも子ども連れの方に配慮している。今後も、そのような視点を発信していきたい。

**(委員)**

- ・新規事業で、SOSキャッチ支援システムや、子育てサポートホットライン等があがっている。児童虐待の問題は、たいへん心の痛む問題で、これらの施策も児童虐待と合わせて進められていくのだと思う。そこで質問だが、子育てサポートホットラインは、どのような人向けの制度として予定されているのか。子育て中の母親の

問題もあるが、父親による虐待や、父親が子どもの扱いができないなどの問題も非常に大きい。

- ・ また、虐待家庭の支援プログラムについても家庭再生の問題は丹念にやっていかないといけない。いろいろな所でのサポートが必要である。たとえば、男性とのおつきあい、再婚の問題なども、必要を感じる。「声をかけましょう」だけではなく、他にもなすべきことがいろいろとあるように思う。虐待の問題を母親側だけの問題として捉えることだけは避けて欲しい。父親がどう子どもを扱ってあげればいいのかわからない、というところからも虐待が起きていることを、きちんと認識したうえで行って欲しい。

#### (事務局)

- ・ ホットダイヤルについてだが、子どもセンターでは24時間での電話相談を行っているが、今回は、地域女性団体といった身近な方に、ちょっと気になるサインをできるだけ細やかに受け取っていただき、それをつないでいただく、ということを考えている。子どもセンターも一つではあるが、情報が一番集まってくるという意味では、県庁がそうであるともいえる。児童課をはじめ、庁内でもネットワークができてくる。そこで、こうした事例に対してはこういった窓口がある、といった情報を交換、共有する体制を作っていくため、その電話をチャンネルの一つとして設けようと考えている。
- ・ 今後、どんな方にかけてきていただくか、PRをどの方面にするか等を含め、検討していきたい。
- ・ また、虐待は母親だけの問題ではないという点について、確かに父親側の虐待の問題もある。この施策を進めていくにあたって、子育ては母親だけの問題ではない、家族で支えていくのだという意識も深めていきたい。そこで、父親大学とか、経営者協会にもご協力をいただき、父親もできるだけ子育てにかかわっていただきたい、という働きかけをしていきたいし、虐待の問題は父親の問題でもある、ということを知ってほしい。
- ・ また児童課では、虐待をした親に対するプログラムについても、専門の嘱託員を置き、チームで指導に出ていくという体制が新たにできる。
- ・ さらに、サインをキャッチしたあとのフォローは、という問題がある。そのためには、身近な市町がまずきちんと連携を組む、また虐待防止のネットワークも現在3割程度であるが、これを10割にまでしていきたい。また、何かあったときに、現在の子どもセンターの体制は果たして十分なのか、という問題もある。

#### (会長)

- ・ 委員からは、さきほど、児童虐待の背景には、夫婦、男女の問題といったこともある、との指摘があった。こうした点も含めて今後検討していただきたい。

### 「男女共同参画兵庫県率先行動計画 - ひょうごアクション8 - 」の進捗状況について

#### (事務局)

資料5「男女共同参画兵庫県率先行動計画 - ひょうごアクション8 - 」に基づいて説明

#### (会長)

- ・ この男女共同参画白書の構成案について意見、質問は何かないか。

#### (委員)

- ・ 審議会委員の女性割合についてであるが、職業欄に「主婦」がいらっしゃるのか。こうした審議会の場で「主婦」の立場の方がご発言されることはいいことだと思うのだが。

#### (委員)

- ・ 私は「主婦」だ。審議会等では、主婦としての意見を申し上げている。

#### (委員)

- ・ できたら、若い主婦の方のご意見も伺いたい。

**(会長)**

- ・最近、公募などもあって、そうした意見も何う方向で進んでいるのだろう。

**(委員)**

- ・最近、公募なんかで来られる方の中には、「勉強するためにここに来ました」とおっしゃる方もいるが、「勉強してここに来た」、というべきではないか。そして意見についても、大切な点もあるのかもしれないが、個人的な意見、小さな範囲からの意見をおっしゃるのみである。それでは、会が崩壊してしまう。一般から出て来られる方でどの方を選ぶのか、ということは難しい問題である。

**(事務局)**

- ・主婦なのか、自営業なのか、学生なのか・・・それは主として公募の問題なのであろうと思う。出て来られる方が私は だと言っていただければいい。
- ・また、公募として来られる方が「勉強のためにきた」と言ってもらっては困る、という委員のご意見もある。その一方で、そうした方々のいろいろなご意見を聞くことも大切である。審議会の委員女性比率を高めることとともに、このような様々な意見を聞く場を設けていくことが必要なのではないかな、と思っている。

**(委員)**

- ・「子育て」に関連して。これまで、子育て広場の若い人との関わりがなかったが、このたび、ご一緒する機会があった。するとその方は、こうして来てくださる方は関心を持ってくださるのでいいのだが、関心を持ってくださらない方が多くいらっしゃるのが問題だ、と言っていた。いずみ会等がお料理等を教えて差し上げると、ぜひ各地域でもして欲しい、という意見もあった。若い人の中にも意欲ある人はたくさんいるのだが、情報の周知ができていないことが問題なのであろう。

**(委員)**

- ・審議会の女性委員のところであるが、現在女性委員0 審議会の状況は、1人だけの委員会などは。

**(事務局)**

- ・白書の8Pに、審議会等への女性委員登用の推移を示している。おおむね減ってきている状態。事前協議の中で、1人のところについてもなるべく2人に、ということをお願いしている。
- ・政策形成に関する委員会、ビジョン委員会等は達成していても、専門委員会、審査をする委員会についてはまだ達成できていない。また、これまでは団体の長など、という条件があったので女性の登用が難しかった。これからはそういった枠を取り払って、その分野に最も造詣の深い方を登用して欲しい、との言い方をしている。

**(委員)**

- ・15年程前には、人材がいない、といわれてもしょうがない状況であったが、それから年月もたち、学問分野における女性の進出も進んでいる。しかし、まだそういった認識も一方で強く残っているのではないかと、思われるので、そうしたご努力を続けていただきたい。
- ・また、そうしたことに関連して、委員の分野、例えば、福祉や教育には女性委員の率が高いが、土木等では少ない、という偏りがあるのではないかと。そこに性別役割分担があるのでないか、それが問題であるが、それらは数字に表れないので、ご面倒だがその点について、精査いただきたい。

**(事務局)**

- ・先ほどの女性委員のいない審議会数について、その分母(全体数)は256である。
- ・また、分野による女性委員の偏りについては、ご指摘の通りの部分もあるが、例えば防災会議等については都道府県必置であるが、すべて関係機関の長、そしてそれがすべて男性、ということで裁量のない委員会等である。他の委員会等も裁量のないところが多いなかで、30%に、ということなので、なかなかこちらとしても事前協議で言いにくい、という事情もある。逆に、他府県ではこの防災会議を外し、数字を上げている、というところもある。そういう点から、都道府県から並べても一概に比べることができない、という所がある。

**(委員)**

- ・白書14Pで、管理職に見る女性の割合が三木市では1位であるが、看護師が多く

含まれた数字である。全然違った基準であると、こうして並べたときにどうかな、と思う。市町は、並べて出されることにナーバスになるところもあるので。

(会長)

- ・ 反対に、保育所の所長を入れると行政職から来た男性が多かったり、と反対のこともある。こうしたものを出す場合、本当は2種類、専門的な分野が入ったものとそうでないのと、の2種類がいるのかもしれない。整理をお願いしたい。

(事務局)

- ・ 基本的なルールを作って照会はかけるのだが、それぞれ回答されてくると異なっていたり、ということで、工夫はしてみるが限界もあることをご承知置きいただきたい。

(会長)

- ・ 説明書きを書いていただくとか・・・。

(事務局)

- ・ 国レベルでも、都道府県も並べるのだが、やはり基準がばらばらだったりするので、国が来年度の調査からきちんとルールを決めるようである。今回、このような順に並べることは初めての試みであったので、市町も次回調査では回答に気を遣ってくださるかもしれない。

(委員)

- ・ 市町はどんな反応をされているのか。

(事務局)

- ・ 特に、このデータに関しての苦情は聞いていない。

### 「男女共同参画に関する実態調査」(平成16年度実施)について

(会長)

- ・ ひきつづき資料6(意識・実態調査)を説明してください。

(事務局)

資料6「男女共同参画に関する実態調査」の質問項目(案)に基づいて説明。

(会長)

- ・ 何かご意見はないか。

(委員)

- ・ 対象が20才以上なので、高齢者も含まれるであろうが、介護は夫、妻等家族だけではなく、ホームヘルパーなど外部サービスの利用も選択肢に反映されるのか。
- ・ 介護は女性問題であり、重要と考えている。案では設問が一つだけであるが、他にも介護に関する設問を考えているのか。

(事務局)

- ・ 介護に関しては、平成11年度に設問が1つであった。具体的には、「あなたが高齢になり、もし寝たきりになったとしたら、主に誰に面倒をみてもらいたいと思いますか。」というもので、選択肢には、夫、娘、息子、娘、息子の妻、娘の夫の他に、社会福祉施設やケア付き住宅に入所、ホームヘルパーやボランティア、というものもあった。

(委員)

- ・ 対象が20才以上なので、高齢者も含まれるであろうが、介護は夫、妻等家族だけではなく、ホームヘルパーなど外部サービスの利用も選択肢に反映されるのか。
- ・ 介護は女性問題であり、重要と考えている。案では設問が一つだけであるが、他にも介護に関する設問を考えているのか。

(事務局)

- ・ 介護に関しては、平成11年度に設問が1つであった。具体的には、「あなたが高齢になり、もし寝たきりになったとしたら、主に誰に面倒をみてもらいたいと思いますか。」というもので、選択肢には、夫、娘、息子、娘、息子の妻、娘の夫の他に、社会福祉施設やケア付き住宅に入所、ホームヘルパーやボランティア、というものもあった。

(委員)

- ・「もし介護が必要になったら」という設問だけでは十分ではない。現実には介護の問題は40才以上であれば、介護保険も保険料を払っているし、自分の親や祖父母の面倒を見なければならないという問題が現実には起きている。もう少し丁寧な設問が必要である

**(会長)**

- ・実態もつかめる設問が必要。また、デイケアやショートステイを併用している人も増えており、そういうところがきめ細かくつかめるようにする必要があるだろう。

**(委員)**

- ・性暴力の項目があるが、暴力は性にかかわるだけではない。例えば性に関わらない夫、お年寄り(から)の暴力、それから孫による暴力を、身近な例として見ている。従って暴力のところに「性」に関わるものだけ、というのはいかがなものか。

**(会長)**

- ・6,7にドメスティック・バイオレンスと性暴力があげられている。事務局からの説明をお願いします。

**(事務局)**

- ・前回の調査では、セクシュアルハラスメントについて、それからドメスティック・バイオレンス、性暴力という項目で質問していた。しかし、例えば、子どもからの暴力という意味での設問はなかった。今回の調査では、ご指摘のとおり幅広く聞く質問を考えてみたい。

**(委員)**

- ・高齢化社会ということで、案外、孫からの暴力が多い。設問を考えていただきたい。

**(会長)**

- ・子ども、といっても小さい子どもに限らない。大人同士の関係での暴力の問題がある。

**(委員)**

- ・15,6才とか。成人した「子ども」からの暴力という問題もある。

**(会長)**

- ・老人から見た子ども、ということで、50才台の子どももありうる。幅広い設問を検討いただきたい。

**(委員)**

- ・暴力といっても、身体的なものだけではなく、ネグレクト等の問題もある。

**(委員)**

- ・11年度の調査項目のうち、今回あがっていないものはどれか。

**(事務局)**

- ・今回の案で落としている設問はない。

**(委員)**

- ・介護保険制度が2000年にスタートしている。前回調査の際にはまだ始まっていなかったが、その後に行われている他自治体などの調査では、「介護保険を使ってその上であなたはどうしたいか・・・」といったような設問になっている。介護保険制度を前提にした設問にするほうがいい。
- ・また、結論を予想してしまうのもなんだが、おそらく多くの男性は妻(女性)に介護をして欲しいと思っているが、妻(女性)は反対に男性に対してそういう期待をしていない。ただし、30才台位になるとそうでもないのかもしれない。そういう実態を予想しての設問だと思うが、そういう実態が明確に現れるよう配慮した設問づくりをお願いしたい。
- ・「メディアにおける性・性暴力表現」についてであるが、この「性」というところにジェンダーを含んでいるのか。つまり、メディア表現がいまだに、「男は仕事、女は家庭」的なイメージを与えているのか、ということが設問で聞かれているのかということである。

**(会長)**

- ・性が「sex」だけでなく「gender」を含んでいるのか、というご質問であった。

**(委員)**

- ・調査については、回答者の教育効果も狙うのだと思うが、選択肢方式だけでなく、回答者の気づきを促すような設問に配慮をお願いしたい。

**(委員)**

- ・セクハラの設定について、最近、企業ではパワーハラスメントも問題になっている。これからより問題となってくると思われるので、設定に入れていただきたい。
- ・子育てについて、「男性の育児参加」があげられている。しかし、現実には企業においては、女性の育児休暇取得は難しく、取得したとしても、その後の復帰や昇進問題なども深刻である。その点についても一緒に質問をしていただければ、と思う。

**(会長)**

- ・それでは、その他、男女共同参画施策についてご自由に発言をお願いします。

**(委員)**

- ・審議会登用などに関して、女性に能力はあがってきたが、男性を追いかけるスピードがまだ遅いという状況がある。
- ・兵庫県が行っている女性職員に対して行っている研修制度について、すばらしいと思う反面、なぜ女性だけに門戸を開き、機会を与えるのか。これに対して男性はどう思っているのか。私がもし男性であれば逆差別だと思う。この時代であれば、男女ともに公平に研修の機会を与えて、女性の上司、先輩がさりげなく「研修に参加しなさいよ」という形で後押しするというのが良いな、と思う。兵庫県の男性職員はある意味で、非常に理解がありおとなしいな、と思う。現代にあってこの方法は(女性のみ研修の機会を与えるというのは)いかがなものかと思う。

**(委員)**

- ・男女共同参画白書は良くできている。特に意識、高齢期のくらしの問題など、家庭の中で話し合ったらいいな、と思う項目がいくつかある。推進ニュースでは、ホームページがあってダウンロードできますとか、情報図書室に置いてあります、ということが書いているが、小冊子、普及版という形があればいいな、と思う。

**(事務局)**

- ・白書は年次報告ということもあり、掲載しなければならない項目などもあって、こうした少し堅い形にもなってしまったが、現在センターではデータブックという形で、特集として子育て等、少しポイントを絞ったものを作成中である。3月末には出来上がるので送付させていただきたい。

**(事務局)**

- ・長時間にわたり議論をありがとうございます。県の男女共同参画に関する取り組みは、さまざまな議論はあるものの、事務局としては多方面で確実に進んでいると考えている。今後ご理解をいただきたい。ありがとうございました。

(以上、文責：兵庫県県民政策部県民文化局男女共同参画課)